

令和5年3月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月24日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第1会議室

3. 出席委員 農業委員11名

会長	1番	松村 勘兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	10番	滝本 和子
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第68号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第69号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第70号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第71号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	可決
議案第72号	農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について	可決

（報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局 事務局長代理 藤澤 武久 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.議事

事務局長代理

ただいまから、令和5年3月定例農業委員会を開催いたします。
本日、須見 農業委員は欠席の旨、お聞きしておりますので報告させていただきます。
本来ならば事務局長が出るところでございますが、本日議会となっておりますので、事務局
長代理として私藤澤が出席をさせていただきます。よろしくお願ひします。
それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

事務局長代理

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より3月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を9番 吉田 武博 委員、
10番 滝本 和子 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

日程第1 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。
事務局より説明願ひます。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願ひます。
①については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

3月16日に現地確認を行いました。①につきましては、水の便が非常に
悪く、農地としては水稻には不向きな場所となっております。譲受人本人
の現地確認は済んでおり、畑等には利用可能と確認しておりますので、問
題はないと思ひます。

議長（松村会長）

ありがとうございました。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

山内委員

5年以上の減反はだめだと聞いていますが、水路がないと畑として使うということ
ですか。

吉田委員	水路はありますが、水を張って田んぼをするのには不向きな場所ではないかと感じました。また、畑としてソバを作ると譲受人はおっしゃっています。
山内委員	畑として売買ということですか。
吉田委員	畑としてはやっているといます。
山内委員	田を畑として利用するということですね。
事務局	耕作はソバを作ると聞いていますので、畑として利用することとなります。現況の地目は田となっておりますが、耕作は蕎麦を中心に行うと聞いております。
山内委員	また5年以上、田として利用しなければ減反として認められないのではないのでしょうか？
事務局	おっしゃるとおり、5年以上蕎麦を作る(=5年以上水張りが無い)となれば奨励金の対象からは外さざるを得ないということになります。
吉田委員	いまから5年間ということになるのでしょうか。5年以上作ると、対象外になるということですか。
議長 (松村会長)	今回の申請につきましては、売買ができるかどうかの確認となりますので耕作するもの等については譲受人が分かっているれば問題はないかと思われます。その他ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第68号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第68号は、原案どおり承認することに決しました。日程第2 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。①については吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	3月16日に現地確認を行いました。家を建てられる本人は、隣に本家がありまして本家と土地が隣同士ですので、問題はないかと思われます。土地の図面を見て頂きますとわかる通り、少し変形した土地となっておりますが、28番地のとび出ている部分に倉庫(物置小屋)がありまして、こちら一部譲受人の名義になるということですので。30番地に本家が建てられておりまして、問題はないのではと思います。

議長 (松村会長)	②については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	9ページを見て頂きますとわかる通り、田んぼ・畑となっております。本人の地面なので、なんら問題はないと思います。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	議案第68号及び第69号につきまして、登記簿地目の変更はいつ行うのでしょうか。そのような指導はされているのでしょうか。
事務局	第68号の登記簿の宅地になっているものを田や畑に変更する場合がありますが、所有権の移転をすることと併せて地目も変更するようにお願いしております。実は今回の申請前に先に地目も変更頂くようお願いしていたのですが、手続きの関係上、間に合わなかったとのことでした。ただ今回所有権移転の手続きに司法書士さんが入っているので、必ず地目の変更は行われると思っております。 第69号につきましては、農地転用の許可証をもって所有権の移転をして宅地に変えるのですが、宅地に変えるのは建物が建ってからでないと変えることができませんので、建物が建った後宅地に変更して頂けると思います。また、そのような指導はしております。
議長 (松村会長)	その他ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第69号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。 それでは、議案第69号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員	事務局から説明がありました通り、従来から譲受人が譲渡人の農地を耕作していたということで、今回こちらの農地を以て、譲渡人が所有の勝山市の土地を全て売買が完了したということです。譲渡人は福井市におられるということで、地元の方に土地を売買されるということでした。なんら問題はないかと思われます。ご承認よろしくお願いいたします。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第70号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第70号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第71号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	16ページ及び17ページの写真を見て頂くとわかる通り、現地は非農地ではございませんので、やむを得ないというふうに判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
吉田委員	申請地は建物の持ち主の土地ですか？
事務局	土地の所有者は今回の申請者で、その上に住宅と倉庫が建っている状態です。住宅と倉庫につきましては□□様の所有です。土地の地目の変更ですので、今回は土地の所有者様からの申請となっております。
議長 (松村会長)	その他ございませんか。
田中委員	申請理由ですが、「申請地は□□氏が土地を賃貸し～」となっておりますが、「賃貸」ではなく「賃借」ではないでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりでございます。大変失礼いたしました。

議長（松村会長）	<p>その他ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第71号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
議長（松村会長）	<p>それでは、議案第71号については、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第72号 最適化活動の目標設定についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	（説明）
議長 （松村会長）	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	今の説明とはかけ離れるかもしれませんが、大野市から耕作に来ていらした〇〇様がお亡くなりになりましたが、若猪野、ほう崎、大袋にて耕作されていたと思います。大袋は地主さんが作られるようなこととお聞きしておりますが、後の農地について何か話があったようでしたらお聞き願いたいです。
事務局	<p>委員のおっしゃっている方ですが、こちらの方にも情報が入っております。また、それ以前から土地の所有者の方と解約に向けた話し合いを続けておりました。</p> <p>酒井委員が言った話にもありましたとおり、解約した大袋の農地につきましては土地の所有者の方が耕作をされるということで話についてはお聞き願います。</p> <p>もう一件、若猪野地区に農地を借りているところがございます。こちらも基盤強化法で、いわゆる相対契約を結んでいるところでございます。直接ご連絡をとることはできないのですが、大野市農業委員会を通じて、〇〇さんの奥様のほうに勝山市の農業委員会に手続きに来ていただくようお願いしております。ただ、今はまだそこから連絡はない状況です。</p> <p>農地につきましては〇〇さんはもう耕作はしないということです。間に農業公社が入り、作り手のほうを探している状態というふう聞いております。相対の契約を行っていたのは、大袋と若猪野なのでそちらについては話が入っているのですが、それ以外の部分についてはいわゆる闇小作で、個人間でお話しをされている部分になるので、ほう崎等のあたりについては詳しく把握はしていない状況でございます。</p>
議長（松村会長）	その他ございませんか。
吉田委員	遊休農地で現状、こういったところを緑区分と言っておられるのかが分からないので説明をお願いいたします。

事務局

改めて、遊休農地の緑区分と黄区分の違いを説明させていただきます。
緑区分というのは、草刈りをしたり、あるいは田起こしをしたりすればすぐに農作物を植えることができるような遊休農地となります。耕作をしなくなると1年未満や1年程度で草が生えている程度で草刈りもあまりされていない等と判断されたものが緑区分の遊休農地ということになります。現地の確認に行ったときには草が生えていたけれども1週間後には草が刈ってあったということもありますので、常に草が生えているというものでもないかと考えております。
また黄区分というのは、ただ草刈りをしただけでは水も来ないし形も悪いし、なかなか耕作をするには不便すぎるだろうと思われるところが黄色区分になります。例えば水がなかなか来ないような場所であったり、あるいは水路が壊れてしまっている、小さい田んぼが固まっている等の場所で耕作がされておらず、草が生えているようなところが黄色区分という扱いになっております。
もちろんそちらも見に行くタイミングによって草が生えていたり、きれいに草刈りがされているということもございますので、農地パトロールを行った時点でどういう状況になっているかというところでの判断というふうになっております。

議長（松村会長）

その他ございませんか。

牧野委員

農業委員会の現在の体制について、認定農業者の数の中には法人の組合員も数に入っているのでしょうか。

事務局

構成員の方は数としては入っておりません。認定農業者そのものであるかどうかについて、農業委員会等に関する法律の中で規定がございまして、構成メンバーが半分以上認定農業者、あるいは法人の構成員であるという決まりがあるのですが、認定農業者であるかというのは個人を対象としたものとなってございます。準ずるものとしてカウントされています。

牧野委員

分かりました。
それと、基本構想水準到達者というのはどのようなものですか。

事務局

こちらは農地を売買する際に基本構想に適合しているかどうかというような要件があったかと思いますが、県、市が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想というものを設定しております。基本構想の中で、ある一定面積以上耕作をしている人でも認定農業者にはなっていない人というものを定めております。その基本構想の中でこの一定水準以上、耕作をしていただければ、農業経営するにあたっては特に問題はないであろうというような水準を設けておりますので、その水準をクリアしているかどうかというところになってございます。
単純に一定面積のうち、田んぼはどれくらいで、園芸がどれくらいあって、トータルするとそれだけで食べていくには難しいけれども農業経営としては十分にやっつけていける等細かい設定はあるのですが、こちらの基本構想水準到達者の16という数字につきましては、単純に面積で調査をかけておまして、その基本構想に適合した面積以上と認められるものをピックアップしてございます。
また認定農業者を辞めたけれども、だいたいその当時と同じような面積をもって耕作をされているかも基本構想水準到達者として設定しております。

牧野委員	面積で何ヘクタール以上というような面積の基準はないのでしょうか。
事務局	だいたいですけれども、5ヘクタールを考えてございます。 実際はそれまでの農業面積の経緯であるとか、過去地域でどれくらい農地を借りているかとか、そういったところから算出してございますので、実際は5ヘクタールより少なくても地域で農地を買って営農されている方については基本構想に到達していると判断している場合もございますので、おおよその目安というふうに考えて頂ければと思います。
議長（松村会長）	その他ございませんか。
吉田委員	「(3) 新規参入の促進」の「②目標」で〈新規参入者への貸付〜〉と書いてありますが、毎年新規でなければいけないのでしょうか。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。
吉田委員	新規の参入者が出てこなければ、できないということでしょうか。
事務局	実際に借りる、借りないは目標の達成具合には一切関係が無く、あくまで目標は新規就農者が貸してほしいと言ったら貸してもいいよと言っている農地所有者の方の農地面積が、目標をクリアしているかというところなので、いいですよといった人がどれくらいいるか、ということになります。
議長（松村会長）	その他ございませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第72号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 （松村会長）	それでは、議案第72号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第6 議案第73号 農地の権利移動にかかる下限面積の廃止についてを議案とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	説明はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見ご質問はありませんか。
山内委員	下限面積を撤廃して、空き家と農地を取得する際、今までは農地を取得する時に、この人は耕作できるかという規定がありましたが、それも必要ないということでしょうか。

事務局	<p>そちらは必要になります。</p> <p>下限面積の要件が撤廃されただけで、その方が農地を取得してどのようなものを作るかや、耕作する能力があるかどうか、どのような農機具を持っていたらいいかというのは記載して申請をしていただきますので、その部分は変わりません。</p>
議長(松村会長)	<p>その他、ございませんか。</p>
山内委員	<p>今、農地を持っていらっしゃる方でも自分の農地であればどんなことをしてもいいと勘違いされている方もいらっしゃるかと思います。</p> <p>地域の農地を荒らすようなことをされることも危惧されます。そのようにならないように指導もきちんとしていかないといけないと思います。</p>
事務局	<p>③地域調和要件に書かせていただいておりますが、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないか、というところがございまして、しっかりと地域として調和が取れているような形で耕作をしてくださいと、口頭でも今もお願いをしているところでございます。また、「目標地図の実現に資するよう判断する必要がある」というふうに書いてございまして、例えば有効な農地であれば目標地図の中に入ると思っておりますので、集積した農地を分断するような権利を取得するなどということは無いかと思います。</p>
議長(松村会長)	<p>その他、ございませんか。</p>
高野委員	<p>現在、家庭菜園で借りている人で、この際権利を取得したいという話が前々からあり、面積の要件を達していなかったのでできなかったのですが、そのような方も権利の取得ができるということでしょうか。その方は農家ではなく家庭菜園ですが、150日くらいは必ずその農地に来ているとのことですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりで、こういった宅地の横にあるような家庭菜園で使うような小規模な農地につきましても、150日以上耕作をして地域との調和も取れていれば、問題はないかと思います。</p>
議長(松村会長)	<p>その他、ございませんか。</p>
牧野委員	<p>150日という日数は自分の考えを尊重するのでしょうか。何日以上というのは非常にあやふやだと思うのですが、この確認はどのようにするのでしょうか。それとも自分で申告したもので良しとするのでしょうか。</p>

事務局	<p>150日というところの考え方ですが、1分でも2分でもぱっと見て荒れていないな、と言えはそれで1日と数えるというふうになっております。ですので今、家庭菜園など自宅の近くにある畑であれば、ほぼほぼ毎日目にするようになるかと思えます。それであれば150日以上農地を管理していると判断することができます。</p> <p>その他にもいろいろなところで農業の従事日数を聞かれることがあるかと思いますが、もう一度そのような形で、1日は丸1日という意味ではなく、1回でも見れば1日、1回でも水を見たりだとか、草刈りをすればそれで1日ということになりますので、そのような考えと覚えておいて頂ければと思います。</p> <p>またその日数については日誌をつけてもらう等はありませんので、自己申告でお願いしているところになります。</p>
議長(松村会長)	その他、ございませんか。
山内委員	家庭菜園で少し自分の地面を持ちたいという方には（農地取得について）声を掛けられるということですね。
事務局	こちらの下限面積が撤廃されるというお知らせにつきましては、4月の広報かつやまに掲載を予定してございます。今ありましたように下限面積は撤廃されますが他の要件はちゃんとありますので、そういったところもきちんと書かせて頂いて、取得しやすくなるといったところで、広報させてもらえればと思っております。
議長(松村会長)	<p>その他、ございませんか。</p> <p>ないようですので、これより、採決いたします。</p> <p>議案第73号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
委員	異議なし
議長(松村会長)	<p>それは、議案第73号は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	(報告)
議長(松村会長)	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、その他について、事務局から報告願います。</p>
事務局	(報告)
議長(松村会長)	<p>このことについてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。</p>
事務局	(報告)

議長（松村会長）	最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和5年4月25日(火)午後1時30分から、開催予定としております。
議長（松村会長）	以上で3月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉